中土佐町遠距離通勤支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、中土佐町補助金等交付規則（平成 18 年中土佐町規則第 37 号）第 20 条の規定に基づき、中土佐町遠距離通勤支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第２条　この補助金は、町外に通勤する者の安定した就労を支援するとともに中土佐町への移住意欲の喚起と定住人口の増加を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、中土佐町補助金等交付規則(平成 18 年中土佐町補助金等交付規則第 37 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第３条　補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、各申請年度において次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1)　町内に住居があり、中土佐町が定める起点から 35 ㎞以上遠方の町外に通勤する者で月 10 日以上通勤している者。

(2)　申請年度の４月１日時点で 35 歳未満であること。

(3)　雇用保険の適用事業者に常時雇用されていること。

(4)　生活保護を受給していない者。

(5)　補助対象者に町税及び使用料等の滞納がないこと。

(6)　補助対象者及び補助対象者の属する世帯全員ならびに補助対象者の勤務先が、中土佐町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則(平成 24 年中土佐町規則第 26 号)第２条第２項第５号に規定する排除措置対象者(暴力団、暴力団員、暴力団に関与する者等)に該当しない者であること。

２　前項第２号の規定にかかわらず、未就学児の子ども（6 歳を迎えてから最初の３月 31 日までの方が対象）の保護者については、同号の要件を満たすものとみなす。

３　前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める者

(補助の期間等)

第４条　各年度の補助対象期間は、申請年度の初日を含む１月１日から１２月３１日までとする。

２　補助申請期間は、初回の交付決定を受けた年度から最長５ヶ年度とする。

３　令和１２年４月１日以降は新たな初回申請は受け付けず、２年度目以降の継続の申請のみを対象とする。

(補助金の額)
第５条　補助金の額は、月額 5,000 円とする。

(補助申請及び交付決定)
第６条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年度１月１日から２月 １５日までの間に中土佐町遠距離通勤支援補助金交付申請書（兼請求書）(様式第 １号。以下「申請書」という。)に在職証明書兼通勤手当支給額証明書(様式第２号)を添えて、町長に提出しなければならない。但し、２月 15 日が休日の場合は翌開庁日まで受付可能とする。
２　町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、中土佐町遠距離通勤支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 ３号)により当該申請者に通知するものとする。
３　補助対象期間の始期が月の途中である場合は、その翌月分からの期間を対象とするものとする。
４　第 ２ 項の規定による交付決定通知後に申請者が第３条の要件に該当しなくなったときは、当該期間は本補助金交付対象外とする。
５　町長は、補助金の交付決定について、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付)
第７条　町長は、前条の交付決定がなされたときは、すみやかに補助金を交付するものとする。ただし、月の途中で第３条に定める要件に該当しなくなったとき又は、前条第 ４ 項に定める要件に該当することとなった場合は、当該月の補助金は交付しない。

(決定の取消し)
第８条　町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。
(1)　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
(2)　虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
(3)　町税等の徴収金を滞納したとき。
(4)　前３号に掲げるもののほか、この要綱及び中土佐町補助金等交付規則に違反したとき。

２　町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨を中土佐町遠距離通勤支援補助金交付決定取消通知書(様式第４号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)
第９条　町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、中土佐町遠距離通勤支援補助金返還命令書(様式第５号)により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
２　前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から 60 日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(委任)
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附則
(施行期日)
１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。
２　この要綱は、令和１６年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第９条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則
この要綱は、令和７年８月１日から施行する。
この要綱は、公布の日から施行する。